



突然「ウイルスに感染しています」という画面が現れた！

パソコンを使用中、突然「ウイルスに感染しています」というメッセージが現れ、画面が消せなくなりました。表示のあった電話番号に連絡したところ、「ウイルス対策ソフトを入れたほうがいい」と勧められ、言われるがまま遠隔操作でソフトをインストールした。料金を請求され、クレジットカード番号を教えた。

注意

画面の連絡先に電話をすると、「画面を消すため」とウイルス対策ソフト等をインストールさせられ、料金を請求されることがあります。絶対に画面の連絡先に、電話をしてはいけません。

ポイント

画面を消す方法は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページが参考になります。

電気料金が安くなるといわれて知らない事業者と契約してしまった！

知らない事業者から「今よりも電気料金が安くなる。電気料金の明細を教えてください」と電話があった。言われるまま検針票に書かれた番号などの情報を伝えた。数日後電気契約の書類が届き、知らない事業者に切り替え手続きをしてしまったことに気が付いた。

注意

電力会社等から電話を受けたときは、事業者名や内容をよく確認し、必要なければきっぱり断りましょう。



ポイント

切り替えに必要な情報は、現在契約している会社が発行する検針票に記載されています。安易に検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。

注文した覚えがない海産物を送り付けられた！

「注文を受けたカニを送る」という電話が突然かかってきた。「注文していない」と答えたが、「注文しているので受け取ってもらわないと困る」と言われた。言い方が怖かったので受け取ることにしてしまった。商品が届いたので、仕方なく代金を払ったが、納得がいかない。

注意

申し込んだ覚えがなく購入するつもりもなければ、電話があったときにきっぱりと断りましょう。
海産物ばかりでなく、健康食品、書籍、化粧品など品物は様々です。
商品が届いても、代金を支払ってはいけません。事業者名、住所、電話番号をメモしたうえで、「受け取り拒否」をしましょう。自分だけで判断できない場合は、家族等に相談することも大切です。



ポイント

電話で断り切れず商品が届いてしまった場合でも、クーリング・オフができる場合があります。

困ったときや不安になったら、早めに消費生活センターに相談しましょう